

## 第901回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成29年12月18日（月）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員

### 4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長，清元教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，  
佐藤福利課長，山本教職員課長，奥山義務教育課長，目黒特別支援教育室長，  
岡参事兼高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本参事兼スポーツ健康課長，  
鎌田参事兼全国高校総体推進室長，新妻生涯学習課長，田村全国高校総合文化祭推進室長，  
山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第900回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第901回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高橋教育長 伊藤委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 議事

第1号議案 職員の人事について

第3号議案 教育功績者表彰について

高橋教育長 6 議事の第1号議案及び第3号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。  
秘密会とする議案については，本日速やかに処理する必要があるため，先に審議することとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 教育長報告

### (1) 平成31年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者：清元教育次長)

「平成31年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について」御説明申し上げます。

資料は，1ページである。「I 平成31年度宮城県立中学校入学者選抜方針」については，「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し，公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと，「1 基本原則」及び「2 選抜方法」について定めることとしている。

なお，平成31年度の選抜方針については，前年度からの変更はない。

次に，「II 平成31年度宮城県立中学校入学者選抜日程」については，適性検査実施日を1月12日(土)，選抜結果通知を1月18日(金)午後4時発送としている。

本件については，以上である。

(質 疑)

質疑なし

## (2) 「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願」への対応について

(説明者：清元教育次長)

「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願」への対応について、御説明申し上げます。

資料は、2ページである。この請願は、後ほど提案させていただく「新しい県立高等学校入学者選抜制度について、特色選抜の募集割合を低く抑えること、特色選抜の審査対象を低く抑えること、求める生徒像に評定平均値などの数値や条件を入れないこと」などを求めるものである。まず、請願事項1「特色選抜」の割合について、実施しない選択も含めて普通科では30%までとし、普通科以外の学科では50%程度に抑えるようにすることについて」であるが、今年3月に入学者選抜審議会から提出された答申においては、入試日程を一本化し、1回の学力検査等を実施し、学力検査に基づいて行う選抜と学校の特色に基づいて行う選抜の2通りの方法を用い、総合的に選抜することにより、現行制度の課題等の改善を図り、より公正かつ適正な選抜制度とすることが望ましいとの改善案が提示された。この答申をもとに新しい高校入試制度として、共通選抜と特色選抜の2通りの選抜方法を取り入れることとする。また、新しい制度では、高校が求める生徒像をあらかじめ公表することで、高校の特色が明確化され、中学生の主体的な進路選択に役立つとともに、特色選抜においては、中学校3年間の学習成果や特別活動の実績等も含めて、受験生の多様な資質・能力や適性等を多面的に評価することで、中学校生活の充実につながるものと考えている。これらのことから、特色選抜はすべての県立高校において実施することとし、募集割合については学科の特性等を踏まえ、定められた範囲の中で各高校の判断で設定することとしたいと考えている。

次に、請願事項2「特色選抜」の審査対象の上限を150%程度に抑えること」についてであるが、特色選抜は、中学生の学力のほか、特別活動、スポーツ活動、社会活動、ボランティア活動等、中学校生活のさまざまな成果を多面的に評価するものであり、選抜にあたっては、各学校の特色に応じて適切に審査対象の範囲を設定の上、あらかじめ公表している求める生徒像に照らして総合的に選抜したいと考えている。

次に、請願事項3「調査書の「特記事項」にウエイトを置きすぎた選抜をしないよう、選抜方法を明確にルール化すること」については、特色選抜は、学力検査点、調査書点、作文等の評価の合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的な審査により行うものとしており、調査書の特記事項のみで審査することは想定していない。

次に、請願事項4「各高校で作成する「求める生徒像」には、評定平均値などの数値や条件を入れないこと」についてであるが、各高校で作成する求める生徒像については、現行の前期選抜で提示している出願条件とは異なり、受験を制限するものではなく、高校の特色に基づいた求める生徒像を示すことで、中学生が主体的に入りたい学校を選択することができるように役立てるものであり、評定平均や部活動の成績などの具体的な数値を記載することは想定していない。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

質疑なし

## 10 議事

### 第2号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明者：西村理事兼教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから16ページである。はじめに、資料12ページを御覧願いたい。本件は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「職員の育児休業等に関する条例」の改正・施行に伴い、関連する本件規則について必要な改正を行うものである。

主な改正内容は2点あり、1点目は非常勤職員について2歳までの子の育児休業が法律上、制度化されたことを受けその旨の記載等を加えるもの、2点目は育児休業の対象となる「子」の範囲に、法律上、子に準

ずるものとして認められている者が含まれる内容に改められていることを受け、添付する証明書類に関する規定を整理するものである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第4号議案 新しい県立高等学校入学者選抜制度について

(説明者：清元教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、18ページから26ページである。

平成29年3月14日に高等学校入学者選抜審議会から頂いた、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」の答申を踏まえ、これまで多方面から頂いた御意見も参考にしながら、さらに慎重に検討した結果、受験生の多様な能力・適性を多面的に評価するという現行制度の理念の継承、受験生の意欲や目的意識を大切に選抜の仕組みの重視、各高校の特色ある学校づくりの一層の推進、学力の向上等から総合的に勘案して、資料19ページから22ページの別紙に示したとおり、新しい県立高等学校入学者選抜制度について提案するものである。

なお、詳細について、高校教育課長より御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第4号議案について、御説明申し上げます。

資料19ページを御覧願いたい。「新しい県立高等学校入学者選抜制度について」を御覧願いたい。特色ある選抜の理念を生かしつつ、前期選抜、後期選抜の入試日程を一本化し、入試日程の長期化を解消した新しい入学者選抜制度の仕組みについてまとめている。

まず、「1 第一次募集について」であるが、「(1) 出願及び学力検査について」のイで「出願」について示している。(ハ)で、出願は2月中旬に共通選抜、特色選抜の区別なく行い、出願に当たっては、志願理由書の提出は求めないことを記載している。ロ及びハでは、第一次募集においては、3月上旬に、全ての受験生に対して国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の学力検査を実施し、各高校は必要に応じて、面接、実技、作文の中から一つ又は複数の検査を実施することができることを示している。「(2) 選抜方法について」では、受験者全員を共通選抜と特色選抜の対象とすることとし、2つの選抜の選抜順序、募集割合、選抜資料の配点等については、各高校が定め、あらかじめ公表することを明記している。

資料20ページを御覧願いたい。「イ 共通選抜」については、5教科の学力検査の結果及び調査書に基づいて選抜することになる。また、学力検査点と調査書点のどちらをより重視して選抜を行うかについては、各高校で定め、あらかじめ公表することとしている。次に、「ロ 特色選抜」については、受験生の多様な資質・能力、適性、意欲等、中学校における取組を適切に評価するため、各高校は必要に応じて、面接・実技・作文の評価を選抜資料に加えることができ、各高校及び学科等の特色に応じて共通選抜とは配点を変えるなどして、各高校・学科等の求める生徒像に照らして総合的に選抜することとしている。(ハ)から(ホ)では、学力検査点及び調査書点についての換算方法について明記しているが、特に、調査書点については、0.25未満に設定できることとしている。このことについては、不登校などによりやむを得ず評定が「1」となる生徒に対する配慮として設定するもので、このような生徒を広く受け入れようとする高校があれば、換算率0.25未満に設定できるとするものである。

資料21ページを御覧願いたい。(ヘ)及び(ト)では、選抜は学力検査点、調査書点及び面接・実技・作文の得点の合計点上位の者から、調査書の記載事項も用いて、総合的な審査により行うことを示している。

続いて、「(3) 共通選抜と特色選抜の募集割合について」であるが、特色選抜の募集割合は、学校・学科の特色をより明確に打ち出すことができるよう募集定員の10から50%の範囲内で、各高校・学科の特色に応じて設定することとしている。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程にあつては、募集定員の10から90%の範囲内で設定することとしている。体育及び美術に関する学科においては、実技や

実績を重視して選抜をすることが求められることと、定時制課程においては、人物重視の選抜が求められることから、特色選抜の募集割合を90%まで引き上げることとしたものである。次に、「(4) 合格者の発表について」は、共通選抜、特色選抜の区別なく発表することとしている。以上が、第一次募集についてである。

続いて、「2 連携型中高一貫教育に関する選抜について」、「3 社会人特別選抜について」、「4 通信制課程に関する選抜について」であるが、いずれも資料記載のとおり現行同様に実施する方向である。

次に、資料22ページを御覧願いたい。「5 追試験について」は、第一次募集学力検査日当日、やむを得ない事由によって受験できなくなった者に対して、所定の手続きを経た上で、合格発表までの間に第一次募集と同じ方法で実施することとしている。

続いて、「6 第二次募集について」であるが、(1)で、現行の第二次募集と同様、合格発表の時点で募集定員が満たされていない高校の課程、学科・コースにおいて行うものとしている。(2)で、選抜は調査書のみ審査、あるいは調査書に加えて各高校の必要に応じて、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文を実施し、いずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査で行うこととしている。

次に、「7 調査書について」は、資料23ページに様式例を示している。1枚の調査書で2通りの選抜に対応できるように、「1 各教科の学習の記録」の欄及び「7 特記事項」の欄に変更を加えている。

資料22ページにお戻り願いたい。「8 出願希望調査について」であるが、現行の予備調査と同様に、高校ごとに第1希望生徒数を調査するものである。名称を出願希望調査とし、1月中旬に実施し、その結果を公表することとしている。以上が新しい県立高校入学者選抜制度の概要である。

なお、資料24ページから25ページには、現行制度との比較、平成32年度春までの日程を示している。また、資料26ページには、各高校があらかじめ公表することになる求める生徒像の例を示しているため、後ほど御覧願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員 資料22ページの「9 導入時期」に平成32年度入学者選抜から実施すると記載されており、対象は現在の中学校1年生からになる。今回の制度変更について、中学校への情報提供はどのように計画しているのか伺いたい。

高 校 教 育 課 長 まず高校の関係者に正確に理解してもらうことが必要であり、それから中学校の教員にも正確に理解してもらうことが必要となる。それに合わせて、生徒、保護者の皆様にも理解していただけるよう説明会等を今後実施することを考えている。

伊 藤 委 員 導入時期は直ぐ来ると思うので、速やかに情報提供に努めていただくことを希望する。今回変更になる制度は県立高等学校入学者の選抜制度であるが、受験日について私立の高校との連携も大切だと思うので、連携を十分に図っていただくよう希望する。

高 校 教 育 課 長 現在においても、公立学校と私立学校との間で連携の協議会があり、その場で日程等の調整について話し合いをしており、今後もその場で調整を進めていきたい。

高 橋 教 育 長 制度の変更について、これまでも議論の過程において報告を受けているところであり、最終的に今日の議案となったものである。

奈 須 野 委 員 前期・後期の入試制度からの変更により、学校の事務的な業務が減ると思う。変更点で特に大きいところは、子供達が希望する高校を自分で選択することになり、学校が取って条件を出していないことだと思う。入選審の会議において、子供達が学校を選択できることへの意見等はあったのか。

高 校 教 育 課 長 現行の前期選抜・後期選抜を導入する際にも、高校では生徒の求める像を示しており、高校に入学後どうあってほしいかということも明記している。それに向かって中学生が中学生活の中で自分の思いを遂げられるような努力をしてきたと思う。それが次第に各高校で色々な条件設定をしたことにより、入りたい学校から入れる学校に少しずつシフトしているのではないかと指摘があった。中学生が中学生生活を一生懸命頑張る、その上で目指す高校を選択してほしいということから、これまでの条件を基本的には外す

高橋教育長 こととし、今回は成績の具体的な話等は盛り込まない方向で進めることとしている。  
(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1.1 課長等報告

### (1) 平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考について

(説明者：教職員課長)

「平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考について」御説明申し上げる。  
資料1ページを御覧願いたい。今年度から県単独実施となった教員採用候補者選考において、見直しを行い新たな取組を行った結果、多くの受験生を確保しつつ、人物重視の選考を行うことができたと考えている。志の高い受験生を確保し、人物重視での採用を一層進めるため、来年度実施する採用選考について、更なる選考方法の見直しを行った。主な変更点は6点である。

1点目は「地域採用枠」を他地域でも実施することである。小学校受験希望者のうち、気仙沼教育事務所管内に加え、東部教育事務所管内でも採用後10年間程度勤務できる方を対象に募集を行う。今年度新設した「地域採用枠」においては、14.6倍の受験倍率の中、5名を名簿登載者とし、地域に根ざした教育に高い志を持って取り組める人材の確保ができたと考えている。これを踏まえ、東日本大震災の被害の大きい東部教育事務所管内においても地域採用枠での選考を実施し、志の高い人材の一層の確保を目指したいと考えている。

2点目は「特別支援学校枠」を小学校以外の校種でも実施するとともに、特別支援学校教諭免許の所有者に対する加点を行う。県の特別支援教育将来構想の「共に学ぶ」教育環境づくりを一層推進するためには、学校種を問わず、専門性を有した教員の更なる確保が必要である。こうしたことから、中学校、中・高、高等学校においても、各校種・教科の教諭の免許と特別支援学校教諭の免許の両方を所有している方を対象に「特別支援学校枠」としての採用を行うこととするとともに、出願時に特別支援学校教諭免許を有している出願者に対し加点を行うこととしている。

3点目は第2次選考における模擬授業の廃止と集団討議の導入である。第2次選考における模擬授業は、これまで12年ほど実施し、授業の指導方法については大学における養成の中で指導が行われ、定着が図られてきていると受けとめている。一方、学校教育活動全般において、児童生徒や保護者、地域住民等とのコミュニケーションに課題がある教員も少なくないとの声も聞こえてくる場所である。こうした状況を踏まえ、教員の資質として欠くことのできない、他者との間でのコミュニケーション能力を集団討議において評価することとし、その上で、これまでの模擬授業で確認していた資質については、養成の場面できちんと身につかせた上で免許の授与を行うよう、大学と連携・協力しながら、取り組んでいく。合わせて、個人に対する面接についても、評価の観点の整理や面接官の目線合わせを一層充実させ、これまで行ってきた面接Ⅰを個人面接Ⅰ、面接Ⅱを個人面接Ⅱとし、個人面接Ⅱについては面接官を3名にすることで、より多くの目で評価することとするにより、公平性を担保しつつ、より人物重視での選考を行うことを考えている。

4点目は教職経験者特別選考における集団面接の廃止である。現行の教職経験者特別選考については、出願時の直近5年間で24月の常勤講師経験を有する方を対象に、第1次選考における筆記試験2(教養)の代わりに集団面接を実施しているところである。これは、現在講師として実際の学校現場で教育活動にあっている講師については、筆記試験2(教養)において出題される、現代的な教育課題や現場に必要な知識等については、日々の教育活動を通して修養している内容と考え、筆記に替えて集団面接を行うこととしているものである。変更点3で申し上げたとおり、来年度より第2次選考において、集団討議を実施することとするを踏まえ、集団面接を廃止し、2次選考の集団討議の中で評価することとする。

なお、現行の教職経験者特別選考の要件は、出願時の「直近5年間で24月の常勤講師経験」を求めているところであるが、より最新の教育事情を踏まえた能力を担保する観点から、この期間の要件を「3年間で24月の常勤講師経験」とすることとする。ただし、来年度実施分については、経過措置として今年度実施分の要件と同様の「5年間で24月の経験」とすることとする。

5点目は小学校の実技試験の変更である。小学校の実技試験については、子どもたちの安全な教育活動を行う上での教員の資質を確認するために行っているところである。来年度実施分については、大きく運動系

と音楽系で実技を行うこととし、そのうち運動系については、これまで実施してきたボール運動・マット運動の選択制とすることとする。

6点目はボランティア等の活動に関する内容を面接での評価の観点とする。教員として多様な経験を有し、魅力ある人間性を備えていることの重要性に鑑み、ボランティア活動や社会体験実習、学校インターンシップ等の経験について確認するとともに、なぜそうした活動を行おうと思ったのか、その経験から何を学び、教員としてどのように活かせると考えるのかなどについて、面接において確認し、評価の観点とする。

以上6点が主な変更点となるが、今後これらの変更点等について、更に詳細を検討・整理し、来年度の4月の中旬に選考要項を公表したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 地域採用枠の新設により、今年度の受験倍率は14.6倍となり、意欲のある希望者がいたいという事は評価したい。受験者はかなり強い意志を持って10年の期間を働きたいという思いで面接に臨んだはずなので、面接等を行った感じとして、受験者から総じてどのような強い気持ちや意欲を感じたか伺いたい。

教 職 員 課 長 今回の地域採用枠は気仙沼教育事務所管内であり、気仙沼市と南三陸町が対象となる。現在、当該地域は震災復興として街を造り替えていく状況にあり、その地域にある学校は、当該地域をどのような地域にしていくかという点において、大きな意義を持っている。そうしたことから、面接においても地域の方々や保護者と一緒に、この町や市を造っていくような意欲を強く感じられたところである。また、受験倍率の14.6倍について、受験生は面接もさることながら筆記試験においても非常に高い得点の良質な学生が多かった。一般枠の試験においても優秀な方は採用しているが、地域採用枠の5名については、非常に志も高く、かつ学力面においても質の高い方を採用できたと思っている。

千 木 良 委 員 特別支援学校枠を新設したことにより、受験される方の声等を聞かれているのであれば伺いたい。

教 職 員 課 長 以前から課題であったが、他県では特別支援学校枠を既に設けている中で、宮城県においては設けていなかった。宮城教育大学や東北福祉大学は特別支援の養成課程を設置しており、そこに在籍している学生達が他県の特別支援学校枠を希望し受験していることを聞いていた。そうした中で、今年は宮城県においてもこうした枠を設定したことにより、特別支援学校枠で受験できることの期待や喜びの声を聞いている。特別支援学校枠で受験された方々の一覧を見ると県内の特別支援の養成課程がある大学の学生が、かなりの人数において出願していたことは、一定の効果があつたと考えている。

奈 須 野 委 員 来年度から模擬授業が廃止されるなど、より人物重視で教員採用試験を行っていくことになる。集団討議においてコミュニケーションなど受験生の能力を見るにあたり、審査をする方は誰になるのか。

教 職 員 課 長 県内にいる教員の方々で、そうした知見を持っている方である。具体的には指導主事の経験がある方や管理職の方々による対応となる。

奈 須 野 委 員 集団討議としてディスカッションすることになるが、一つ危惧することは、集団の中で話をする際に声の大きい人や力のある言葉を発する人がリーダーとなり、影響力を与えながら集団討議の内容を支配していくことである。前提としてそれが全て良いことではないと思っているが、審査する方においては、そのような部分に捕らわれることがないようにしてほしい。そうしないと、集団討議の中でそのような部分を目指して勉強をする可能性がある。集団討議の中で「宮城県の教育について大きく語る」という勉強をして、テクニックを身に付ける方向に走ることがないように、その点を見据えた方々に審査してほしい。

教 職 員 課 長 委員御指摘のとおりであり、来年度からは個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱと集団討議に分け

ている理由は、個人の資質としてどのような知識をもっているか、またどのような教育感をもっているかを確認するためである。個人面接は、個人対個人で確認するものとして必要なものであり、引き続き行うものである。この点については個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱの中で深掘りして聞いていくことになる。一方で、集団の中でどのような振る舞いができるか、例えば、他の方の意見を傾聴してそれに配慮した発言や対応ができるか、コミュニケーションができるかといったものを見る場面が現在の教員採用試験ではないので、集団の中に置いた時に見える視点を見る場面がほしいと思ったところである。個人面接で見る評価の観点と集団討議で見る評価の観点は性質上必ず変わってくる。評価の観点において、評価者にはこの形態により選考を行うことの意味を理解していただいた上で、こちらからも見る際の観点を十分に整理し伝えた上で面接及び集団討議を進めていきたいと考えている。

奈須野委員 今の説明内容は非常に期待しているので、よろしく願います。個人面接Ⅰで「ボランティア等の活動に関する内容を評価の観点とする」を評価することになっており、ボランティアに積極的に関わっていくことは非常に良いことだと思う。その一方で、その部分にだけ走られると困るので、このことを全面的に出していくのではなく、個人的にはボランティアを行っている内容を説明できる方を評価すべきである。そうしたところを分かりやすい言葉にしてほしいと思った。

教職員課長 委員御指摘のとおりであり、今の面接シートの中にもボランティア等の経験について記載することになっているが、ボランティア経験の有無のみを記載する様式になっている。来年度からはどのような経験をしてきたかよりも、自分がどのような教育観の下にこのような経験をしてきたのか、あるいはこのような経験をしたことによって自分の教育観にどのように反映したのか、こうしたところの考え方を見ることになる。面接シートの様式を少し変更してボランティアの有無だけではなく、そこで何を考えたのかを書かせることで、個人面接の中で深掘りして聞くことにより、教育感や個人や教員としての資質を見るものと考えている。

## (2) 平成28年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成28年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について」御説明申し上げます。

資料は、2ページから12ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。この調査は、先月報告した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の宮城県分の長期欠席状況の中で、特に不登校児童生徒の状況について、県独自調査として追跡をし、分析を行ったものである。「1 調査の趣旨」、「2 調査対象期間」は記載のとおりである。「3 調査対象」については、国立を除き仙台市を含む県内の公立小・中学校を対象としている。「4 回答方法」は、児童生徒調査、学校調査ともに質問紙法による学校の回答である。「5 調査結果の概要」であるが、昨年度と比較して小学校で204人の増、中学校で318人の増となっている。そのうち、不登校は小学校で50人の増、中学校で326人の増であり、中学校の増加が著しい状況にある。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「(2) 平成28年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、学年が上がるにつれて増加し、特に中学校で急増している。「不登校のきっかけ」については、多様・複雑であるものの、小学校では「親子関係をめぐる問題」が多く、中学校では「友人関係」が多くなっている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。不登校のきっかけや継続している要因から児童生徒の置かれている状況を的確に把握し、不登校が長期化しないよう適切な初期対応が必要であると考えている。③のグラフから、不登校のきっかけと震災の影響については、震災後6年を経過しているが、依然として「ある」という回答が見られるものの、減少傾向にある。「(3) 平成29年度現在、中学校3年生の不登校の推移について」表したグラフは、平成25年度に小学校5年生で不登校であった子供を4年間追跡調査したものである。不

登校を経験した児童生徒は、次の学年に進級しても、ほぼ不登校になるケースが多いことから、不登校数は年々積み重なり増加している。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「(4) 不登校児童生徒の改善状況について」であるが、①のグラフのとおりであり、「② 改善の内訳について」は小・中学校とも「家庭から学校に登校するようになった」が約7割を占めている。改善に有効だった働き掛けとしては、「訪問・電話・手紙等による家庭との連携づくり」や「チーム対応や直接的な登校の促しなどの教員の働き掛け」が上位を占めている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。「④ みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している8つの市町の改善状況について」は、県平均の改善率と比較すると、小・中学校とも上回っている状況である。ここにデータは示していないが、みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している8つの市町の中学校では、していない市町村と比べ改善率が15ポイント以上高い数値を示している。「⑤ 再登校率の高い学校の早期発見・早期対応の取組について」は、小中学校ともに、「⑧ 気がかりな点はすぐに情報共有する体制ができていた」、「⑦ 養護教諭やスクールカウンセラー等と積極的に連携した」学校で改善傾向が見られた。

次に、資料7ページを御覧願いたい。「(5) 平成28年度における中1不登校の現状について」であるが、①のグラフのとおり、依然として中1で不登校になる生徒が多い状況が続いている。中1不登校のうち、改善が見られた532人に対する学校の取組では、「電話を掛けたり迎えに行ったりした」、「家庭訪問で相談にのる」等の初期対応を大切にしていた。また、関係機関との連携については、「みやぎ子どもの心のケアハウスを含む適応指導教室等」及び「スクールソーシャルワーカー」、「教育委員会」等、公的機関と連携するケースが多くなっていた。

次に、資料8ページを御覧願いたい。「(6) 不登校児童生徒に対する学校の取組について」のうち「① 未然防止のための魅力ある学校づくりの取組について」は、レーダーチャートの結果にあるように教科の授業や学校行事をとおして、子供たちに達成感や成就感を味わわせることや教職員による小中の交流・連携を更に充実させる必要があると考えている。

次に、資料9ページを御覧願いたい。中学校においても小学校と同様、子供たちに達成感や成就感を味わわせることや、家庭との連携を更に強化していくことが必要であると考えている。

次に、資料10ページを御覧願いたい。小学校における早期発見・早期対応に係る取組については、子供たちと触れ合う時間を確保することや子供たちが安心して過ごせる温かい学級づくりに取り組む必要があると考えている。

次に、資料11ページを御覧願いたい。中学校においても小学校と同様の傾向が見られた。⑬⑭⑮の項目にあるように校種間の課題や校種間の連携、校種間の引継の重視等に差が見られた。資料には示していないが、これまでの取組を学校規模別に見ると不登校の出現率の低い小学校の大規模校は、分かる授業づくりに力を入れている傾向があり、小規模校では、一人一人を大切に温かな学級づくりに配慮している傾向が見られた。さらに、中学校の大規模校では、仲間意識を大切に子供同士や先生との絆づくりの数値が高く、小規模校では、「分かった」「できた」の体験や相談できる体制の充実の数値が高い傾向にあった。

最後に、資料12ページを御覧願いたい。「6 県教委としての対応」についてである。不登校の課題解決のためには、困難化や重篤化をさせないための初期対応と併せて、一人一人の自己肯定感や自己有用感を高めつつ、全ての子供たちが笑顔で安心して生活できる「行きたくなる学校づくり」を促進することが重要であると考えている。特に、学校や関係機関とつながっていない生徒については、「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」や「児童生徒の心のサポート班」が各学校を訪問し、卒業後のケアを見据えた働き掛けも行っていく。

今後も保健福祉部等と連携した迅速な対応を行うとともに、本調査を更に分析し、実効性のある対策を講じていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千 木 良 委 員

資料7ページに中1不登校の問題が記載されているが、不登校の大きな要因となっているものがあれば伺いたい。

義 務 教 育 課 長

資料7ページの「② 中1で不登校になった1,140人の不登校のきっかけ」のグ



ラフによると、友人関係、無気力や学業の不振といった小学校から中学校の生活に変わる大きな環境の変化がある。また、友人関係においては、中学校に進学した際に他の小学校出身者と一緒になった際に人間関係づくりが若干苦手な子供達や、学業の面では学習内容の難しさなどにおいて、小学校とは違う中学校の生活に入るところで、中学校1年生の不登校が増えていると分析している。

千木良委員 不登校の原因について、中学校に進学してから突然なったのか、それとも既に小学校の高学年のうちに不登校の傾向があったのか伺いたい。

義務教育課長 今回の調査とは別の中学校1年生の6月の段階の意識調査で分かったことであるが、小学校の高学年から中学校に進学して夏休み前までは、予習・復習なども含め意欲が高まっていることが分かっている。部活動のリーダーが3年生から2年生に交代になる時期や、1回目の中間テストや期末テストなど新しい生活に望むのが夏休みから2学期に掛けてであり、その時期に不登校が増えていることが他の分析で分かっている。中学校生活に向けて小学校で準備できること、そして中学校1年生から2年生、3年生と課題を明確にして共有しながら、各学校で対応していきたいと思っている。

千木良委員 資料では不登校のきっかけは友人関係がメインとして記載されているが、学校の教員との関係はほとんど表には出ていないと思う。個人的に色々な学校へ伺っている中で、小学校の低学年をメインに担任している教員と、中学校3年生をメインに担任している教員ではかなり差があると感じている。小学校時の授業における教員の配慮や生徒指導上のことなどは、小学校1年生と中学校3年生では大変差があると感じている。小学校6年生であっても発達状況として若干幼いと感じる子供から、非常にしっかりしていて物事を分かっている中学校3年生ではないかと思う子供もいる。同じ感じで理解していると思って教員が話したことが、子供には意外と伝わらなかったり、怖いというイメージを持ったりすることがあるのではないかと学校に行き行って感じたことがあった。そのようなことが教職員において思い当たるのであれば、どのような状態になっているのかを考えるきっかけにさせていただければと思う。

義務教育課長 学力調査において示したと思うが、しっかりと子供に伝えたという教員の意識と、子供達が指導を受けたと思っている内容との乖離があるので、その点が課題であると認識している。委員御指摘の内容を踏まえて子供達にしっかり伝えるような分かる授業づくりや魅力ある学校づくりを進めていきたいと思う。

齋藤委員 全体的に不登校の子供達の増え方の傾斜が大きいと感じた。小学校の不登校の主な要因となっている親子関係をめぐる問題は具体的にどのようなことか。

義務教育課長 資料3ページの「不登校の継続要因」のグラフにおいて、小学校では「保護者意識・家庭の教育」や「家庭の状況」が伸びており、そのきっかけとして学校が把握したのは家庭の問題である親子関係をめぐる問題である。学校が継続してより詳しく見ていくことで、保護者の意識として家庭教育や学校教育への対処など、子供の意識と親の認識が違っている。登校を進めるのではなく学校教育に対して意識が低く学校を休ませるといった親の考え方が子供に影響を与えている。こうしたことから情緒不安定や無気力に繋がってしまうのではないかと感じている。

高橋教育長 今回の説明だと、親子間の対立だけではなく、学校に登校させることについて保護者の認識の違いも影響していることも含まれるということである。

齋藤委員 そうした保護者の認識を変えることは、とても難しいことだと思うが、学校としては具体的にどのような対応をしているのか。

義務教育課長 学校は、そうした保護者と直接会えなかったり、会って話ができる場合は一歩前進していることになるが、その一歩前進に苦慮していると認識している。会って話をしたとしても説得に苦慮したり、共通理解を図りながら再登校に向けて、家庭訪問であったり、スクールソーシャルワーカー等による福祉の協力を得ながら外からの支えにより学校

は保護者への働き掛けをしていると認識している。

齋藤委員  
千木良委員

学校の苦労を理解することができた。

家庭の状況は色々あると思う。例えば経済的な困窮が要因であったり、家庭において教育そのものに良い思いをしていなかったことによるものであったり、学校には行かせないが家庭で教育を十分に行うところまで配慮しているところが気になった。先週、地元の小学校を訪問した際に、親が家庭で子供を教育することによって親自身が育っていくことになり、小学校の時に問題になる学校に対するクレームと中学校の時に問題になる学校に対するクレームが違ってくと伺った。そういう意味で小学校の不登校はなるべく早く解消しなければならないが、その一方で関係機関との連携を密にする必要があると感じている。

小室委員

不登校は年齢が上がっていくに連れて増えている。不登校の改善において対応しているうちに、学校に行っていない子供の原因として、発達障害などが後から判明することはあるか。

義務教育課長

資料3ページの「不登校の継続要因」のグラフにおいて、発達障害の項目で小学生は10.9%、中学生は6.2%となっており、初期のきっかけ段階では判明していないが、関係機関や医療に繋いだ結果、発達障害が要因と判明するケースがある。

小室委員

地元の小学校や中学校においても不登校があることを聞いており、その子供は発達障害など何かあるのではないかと学校では感じているようである。親が診断を受けさせないと言っており、学校に行かなかったり、行っていたとしても授業中に他の児童と同じことが我慢できないなど、そのクラスが落ち着かないことで、他の子供が不登校になった事例も聞いている。その点については親の気持ちも分かるので、直ぐに診断を受けさせるのではなく、そうしたところのフォローをしていただくと良いと思う。

義務教育課長

委員御指摘のとおりであり、そうしたケースが多く報告されており、各学校で個別に対応しており、外から支える組織を活用するなど少しずつ功を奏している状況である。

奈須野委員

資料3ページの「不登校のきっかけ」の中学生のグラフの1番目に友人関係があるが、「不登校の継続要因」のグラフになると15.9%となり、友人関係が解決したり仲良くなったりして関係が変わりながら改善していくこともあると思う。「無気力」については、行きたくなる学校づくりの中で、志教育のさらなる推進などで対応していると思う。「学力不振」に対する県教育委員会の対応については、「児童生徒一人一人の背景等を把握した個別のケアの推進」が該当するのかな。

義務教育課長

その点も含めて個別のケアは家庭環境であったり、友人関係の問題であったり、様々である。そこには学力不振も入ってくるケースもあり、特に学力についてのケアについては個別に家庭訪問や心のケアハウスを活用して対応していくことになる。

奈須野委員

無気力の対応は難しいと思うが、学力不振に関しては勉強が多少できるようになれば登校するようになると思う。また、学校の教員が個別に対応することは非常に難しいと思う。このことから県教育委員会として不登校を無くすために、学力不振において勉強さえできれば登校するのであれば、その部分をケアすることを考えていかなければならないと思う。不登校を減らす手段の中にこのことがあるのであれば、それもやってみなければならぬので、来年度以降、このような会議等が色々なところであると思うので、学力不振の問題の解消に向けてスポットを当てて、不登校を減らす方法を検討すべきではないかと思う。

義務教育課長

子供達をケアハウスに集めてそこで学力を付けて学校に戻すなど、不登校未然防止の取組であるとか、魅力ある学校づくりの中で分かる授業づくりとして取り組んでいきたい。

### (3) 平成30年度宮城県立中学校入学者選抜出願者数について

(説明者：高校教育課課長補佐)

「平成30年度宮城県立中学校入学者選抜出願者数について」御説明申し上げます。

資料13ページを御覧願いたい。3の「出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は、募集定員105人に対し、465人が出願し、出願倍率は4.43倍、古川黎明中学校は、募集定員105人に対し、204人が出願し、出願倍率は1.94倍となった。

なお、適性検査は平成30年1月6日(土)に実施し、選抜結果の通知は、1月12日(金)午後4時に郵便にて発送する予定となっている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

#### (4) 気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

(説明者：施設整備課長)

「気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について」御説明申し上げます。

資料は、14ページから16ページである。はじめに、資料14ページを御覧願いたい。県教育委員会では、東日本大震災で甚大な被害を受けた気仙沼向洋高等学校について、本来の教育環境を一日でも早く取り戻すため、鋭意、復旧事業に取り組み、気仙沼市内陸部において平成29年度末の完成を目指し、新校舎建設を進めているところである。建設地や建設規模については、資料に記載のとおりである。

次に「2 これまでの経緯」であるが、同校は震災により校舎が全て被災したことから、平成24年1月に市内陸部で再建する方針を定め、移転候補地の選定を皮切りに、地元への説明、用地買収、各種設計、工事の着手と順次、事業を進めてきたところである。

次に、資料15ページの「3 現在の進捗状況」を御覧願いたい。ただ今説明したとおり、平成29年度末までの新校舎建設、平成30年4月からの供用開始を目指し、工事を土木部へ執行委任し、連携して事業を進めてきたが、工事の竣工が平成30年6月下旬まで遅れ、引越しを含めた新校舎への移転が8月下旬までかかる見込みとなっている。遅れが生じた主な要因としては、敷地造成工事において、ボーリング調査に基づき設計を行い工事に着手したが、想定以上に広範囲な地盤改良が必要であることが判明し、改良方法等を検討して工事を進めたが、竣工が約2か月遅れ、建設工事の完了に影響が生じたものである。

最後に「4 今後の対応」であるが、新校舎への移転が遅れることにより、年度途中での引越しや通学条件が変わるなど、在校生、保護者、教職員等の学校関係者に新たな負担が生じることや、現在、仮設校舎がある気仙沼高校第二グラウンドの供用開始が遅れるなどの影響、また、来年度に入学を目指す受験生への心理的な影響も懸念されることから、関係する高校及び関係機関と連携を密にし、関係者に丁寧な説明を行って理解を得るとともに、教育庁を挙げて必要な対策を講じていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

#### (5) スポーツ関係団体の合併について

(説明者：スポーツ健康課長)

「スポーツ関係団体の合併について」御説明申し上げます。

資料は、17ページから18ページである。はじめに、資料17ページを御覧願いたい。スポーツ健康課が所管している、公益財団法人宮城県体育協会と公益財団法人宮城県スポーツ振興財団については、これまで個別に行ってきたスポーツに関する事業展開や情報発信を一元化し、県民スポーツの一層の振興を図るため、合併に向けた検討・協議を重ねてきたが、この度、両団体間で合併契約が締結され、その後、両団体の臨時評議員会において合併契約が承認されたので御報告する。「2 合併の背景」であるが、現在、スポーツには、健康寿命の延伸、観光や震災復興と関連したイベントの開催、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ振興など、競技・生涯スポーツの枠を超えた幅広い展開が求められている。こうした社会背景に対応するため、合併により、両団体が行うスポーツ関連事業の連携を強化し、効果的・効率的なスポーツ振興を図るものである。「3 合併効力発生日」については、平成30年4月1日を予定している。

「4 合併後の名称」については、公益財団法人宮城県スポーツ協会とする予定としている。なお、合併後の事業拠点は、現在、宮城県スポーツ振興財団が事務所を置く、利府町のグランディ・21に統合されることとなっている。「5 これまでの経過」であるが、昨年度から両団体の間で合併に向けた調査・検討が重ねられており、県も合併に向けた協議が円滑に進むよう支援してきたが、合併契約書や合併後の定款等がまとまったことから、両団体の間で合併契約が締結され、その後、両団体の臨時評議員会で合併契約が承認されたところである。「6 今後の予定」であるが、配布資料に記載しているとおおり、法的な手続きが進められることとなっている。

次に、資料18ページを御覧願いたい。この資料については、両団体で作成し、理事会、評議員会において、合併の効果を説明するために使用されたものであり、本日参考として配布している。県としては、引き続き合併に向け必要な支援を行うとともに、合併後の効果的・効率的な事業展開の実現に向け、指導・助言していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

どの都道府県でも一緒だと思うが、国体等の成績を見ると強化費が多くないと成績が上位にならないという現実がある。この団体が統合することによって、強化費が何らかの形でプラスに作用することがないのかと思っているが、その点について伺いたい。

スポーツ健康課長

選手強化費については、現在、体育協会を通じて各競技団体に補助している。その財源は、県からの補助金であり、その財源を基に選手の強化費に充てられている。来年度以降のことについては現在予算を編成しているところであるが、県の財政担当部署との話し合いの中で、みやぎ国体後の成績が徐々に下がってきており、今年はさらに大きく下がったので、強化費の増額を要望している。団体の統合による効果も発揮したいことは伝えているが、基本的には県の内部で総合的に判断して決まるものである。

#### (6) 高校生の冬山登山の事故防止に向けて

(説明者：スポーツ健康課長)

「高校生の冬山登山の事故防止に向けて」県教育委員会としての取組について御説明申し上げます。

資料は、19ページから25ページである。

はじめに、資料19ページを御覧願いたい。今年3月の栃木県における高校生の雪崩事故を受け、4月17日付けで「春から夏にかけての登山活動について」の通知を行い、当面の安全な登山活動についての徹底を図ってきた。その後、これまで県高等学校体育連盟登山専門部と協議を重ね、県教育委員会として「冬山登山についての基本的な考え方等」を作成した。そのポイントは2に示した4点である。また、スポーツ庁から12月1日付けで資料23ページから25ページの写しのおおり、「冬山登山の事故防止について」の通知文書が発出されたことから、県教育委員会では、12月4日付けで各県立高等学校に対し資料20ページの「高校生の冬山登山の事故防止について」の通知文を発出するとともに、資料21ページの「冬山登山についての基本的な考え方」と、資料22ページの「登山計画書の提出」を併せて発出したところである。さらに、3に示したが、通知文の中で今後の登山部顧問の研修会についても案内し、登山部顧問の資質向上を目指すこととしている。

今後とも、原則として冬山登山は行わないこととしつつ、宮城県高等学校体育連盟登山専門部や宮城県山岳連盟、外部有識者等の協力を得ながら、高校生の安全な登山活動の実施に向けて取り組み、高校生の冬山登山の事故防止について万全を期していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

質疑なし

#### (7) 宮城県美術館リニューアル基本方針（中間案）について

(説明者：生涯学習課長)

「宮城県美術館リニューアル基本方針（中間案）について」御説明申し上げます。

資料は、26ページから27ページと別紙及び別冊基本方針（中間案）である。はじめに、資料26ページを御覧願いたい。「1 概要」と「2 基本方針」についてであるが、昭和56年に開館した宮城県美術館は、開館から36年が経過し、施設設備の劣化、老朽化への対応とともに、建設当時とは異なる社会的要請や環境への対応が求められていることから、リニューアルの方向性について議論を重ね、今年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を策定した。今年度は、「基本構想」をさらに具体化するために「リニューアル基本方針」を策定することとし、有識者を交えた「基本方針策定検討会議」を設置するとともに、基本方針策定のために必要な諸調査を専門業者に委託している。「3 これまでの経過と今後のスケジュール」については記載のとおりである。12月14日に第3回の検討会議を開催し、「基本方針（中間案）」について議論いただいたところである。「4 基本方針（中間案）の概要」については、別紙「宮城県美術館リニューアル基本方針（中間案）」を御覧願いたい。基本方針は4つの章で構成されている。

「第1章 リニューアルの背景」では、美術館を巡る状況や現状と課題について述べている。

「第2章 リニューアルの目的と方向性」では、「1 宮城県美術館の現状と課題」で、老朽化の状況と、今日的課題について記載している。「2 宮城県美術館の目指す姿」として、「記憶に残る美術館」「また訪れたい美術館」「常に新しい発見のある美術館」を目指すことを述べている。「3 施設改修の基本方針」では、美術館が現在もっている財産・資源を最大限に有効活用すること、自然環境に恵まれた良好な立地環境、故前川國男氏の合理的な建築物を大切にしながら改修することを記載している。

「第3章 リニューアルの具体的内容」の「1 機能と改修内容」では、リニューアル後の美術館が備える機能と、そのための改修内容について、主要な4つの点を記載している。「(1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館」では、鑑賞・造形・素材体験プログラムの実施などを通して、子どもの創造性や知的好奇心を育み、かつ大人にも開かれた全館的な取組である「キッズ・プロジェクト（仮称）」及び、その拠点となり、現在の造形遊戯室の機能も含む「キッズ・スタジオ（仮称）」の設置について記載している。「(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館」では「交流ラウンジ（仮称）」について述べている。「交流ラウンジ」は、自由に滞在でき、美術と美術館に関わる様々な情報に触れることができるスペースとして設けている。また、宮城県美術館をハブとした県内の美術館の連携体制の整備と、それを基にした芸術文化の魅力発信、スタッフの資質向上、観光振興や地域活性化への貢献について述べている。「(3) 国内外の人々が魅了される美術館」では、展示と収蔵の新しいスタイルであるヴィジブル・ストレージ（見える収蔵庫）や、コレクションを質量ともに充実させるための整備内容等について記載している。「(4) とともに築きあう美術館」では、県民の創作活動の発表、交流、鑑賞の場となる県民ギャラリーや、ボランティア等県内地域における芸術・文化活動に主体的にかかわりたい方々が、活発に活動できるような環境の整備について述べている。「2 老朽化箇所の更新」では、老朽化に対応するための各箇所の更新の検討について述べている。

「第4章 事業の実現に向けて」では、基本方針を踏まえて、計画を実現していくための「概算事業費」、「事業スケジュール」を記載している。なお、概算事業費については現在算出中であり、最終案で示すことにしており、スケジュールについては記載の通りである。

資料27ページにお戻り願いたい。「5 県民からの意見聴取」については、(1) から (3) に記載のとおり、アンケート調査、関係団体からの意見聴取、パブリックコメント、フォーラムの開催などを通して、幅広く意見を聴取するとともに、さらに検討を重ね、今年度末までに「基本方針」をとりまとめることとしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

本基本方針は新しい時代における宮城県美術館の在り方についての概要だ。美術館の収蔵物については、自分も含めて内容を十分に理解しているとは思えない。したがって、別紙に記載されている「展示と収蔵の新しいスタイルの提案」はとても良いと感じた。特に「いつ来館しても新鮮な鑑賞体験ができるような展示」ということで、ヴィジブル・ストレージの説明があった。現在、美術館で特別展として「フィンランド展」では、1階のエントランスのロビーで実際にフィンランドの作品に触れたり見たりする実体験ができるようになっており、かなりのお客さんが体験しているのを見ている。このこと

から、収蔵品の絵画についても、来場者に魅力的に見ていただけるようにすることで、興味が沸いて常設展にも見学に向かうような動機付けになるような気がしたので、ぜひヴィジブル・ストレージについては充実して作っていただくようお願いする。

生涯学習課長 今の美術館では、企画展を目当てに来場し、加えて場合によっては食事をして帰っていく方が多い状況にある。美術館としては、収蔵品が6,800点ほどあり、常設展に展示できる数は限られていることから、こうした新しい収蔵展示の仕方と定期的に入れ替えをして、来場した方にも毎回新しい発見をしてもらうような取組もチャレンジしてみたいと思っている。

齋藤委員 別冊31ページの「施設整備計画図」について、文字で書いてあり良く理解できて良いと思う。1階平面図の講堂などは、新たに別棟に整備する構想か。

生涯学習課長 現在は検討の段階で設計は先のことであるが、地下にある県民ギャラリーと講堂を別棟に整備できないか検討している。子供達の体験プログラムの拠点となる「キッズ・スタジオ」の整備や収蔵庫の不足があることから、そうしたところとできるだけ対応するために増築したいと思っている。

齋藤委員 個人的には、美術館の講堂や県民ギャラリーなどをよく利用していた。その際に、美術館に講堂があることのメリットを強く感じたことが沢山あった。学校において色々な方を招いて講演をする際に、沢山の若者達や保護者の方が来られて拝聴する場としてこの講堂は非常に雰囲気も良く、場所も美術館の中であり、とても良いものだと感じていた。残念なことは講堂の換気があまり良くなくカビ臭かったことである。今後の計画で講堂を増築することになっているが、これからは映像など美術の様々な分野は進展していくと思うので、そうしたことも見通して素敵な講堂が出来れば良いと思った。

生涯学習課長 現在の講堂は、建設された当時は一般の方に提供する（貸す）ことは想定してなく、スプリンクラーが無いなど消防法等の問題もあって、使用する回数は非常に少なくなっていることから、そうしたところも今回解消したいと思っている。講堂の機能についても、現在の階段形式や多目的に使用できるのが良いのかなどを合わせて検討しているところである。

## 1.2 資料（配布のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

（2）平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 次回の定例会は、平成30年1月16日（火）午後1時30分から開会する。

## 1.4 閉 会 午後4時18分

平成30年1月16日

署名委員

署名委員